

# 喫煙マナーを守りましょう

現在、市には、多くの市民の皆さんから「北本駅周辺は、たばこのポイ捨てが多く迷惑をしています。一定のエリアを歩行喫煙禁止区域にしてはどうか」と朝の通勤時に、自転車に乗りながらたばこを吸っている人や火がついたままたばこを投げ捨てる人がたくさんいます」など、たばこのポイ捨てなどに対する苦情が多数寄せられています。

私たちのまち、きたもとを、美しく住みよいまちにするために喫煙マナーを守りましょう。

◆問合せ みどり環境課  
環境政策担当(直通594-5526)

## 取り组もう

### 喫煙マナー

- ・人ごみの中で歩きたばこをしない
- ・歩道などに吸い殻を捨てない
- ・車から吸い殻を外に捨てない
- ・自転車やバイクに乗りながら吸わない



- ・吸い殻を排水溝に捨てない
- ・子どもがそばにいるときは吸わない
- ・持っているたばこの煙が吸わない人にかからないようにする
- ・火をつけたまま吸い殻を灰皿に放置しない
- ・たばこを吸う人は、必ず、灰皿のある場所や携帯灰皿を使って周りの人に迷惑にならない場所で立ち止まって吸いましょう



たばこの投げ捨ては危険です

## ワコーレスポーツクラブ

【営業時間】(年中無休) 水曜日を除く

平日 10:00~21:00

土曜 10:00~12:00

日曜 10:00~18:00

月会費：¥3,500~

Eメール ascc@ascc.jp



HP www.ascc.jp/wac

## 会員募集!

冬休み期間中、及ぶ限りお断りいたします。お断りしている場合はお問い合わせください。



種目	対象	曜日	時間	月会費	場所
水泳	園児 小学生(初心者)	土曜日	午後3時~	2,835円	ワコーレ スポーツクラブ
親子体操	親子(未就園児)	第1・3月曜	午前9時半~	2,100円(4回分)	

冬休み期間中、及ぶ限りお断りいたします。お断りしている場合はお問い合わせください。

ワコーレスポーツクラブ

NR527A

あさひスポーツ・文化クラブ

各社お問い合わせは  
こちらまで

☎ 048-593-1001

〒384-8011 北本市緑1-7-3267 ☎048-593-1001

※048-593-1001 受付時間(平日) 北本駅前口入り口付近にある利用案内所にて受付



# あなたのバイク眠っていませんか

## 軽自動車税の手続きをお忘れなく

あなたの家に、使っていない、または譲ってしまった手続きをしていないバイク(125cc以下の原動機付自転車)はありますか。軽自動車税は、4月1日現在の所有者(所有権留保契約の場合は買主)に対して課税されます。廃車や譲渡の手続きは早めに行ってください。

バイクを使わなくなったとき



▼持参するもの ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑  
※ナンバープレートが返納できない場合は、「原動機付自転車等標識遺失届出書兼申立書(税務課市民税担当にあります)」に理由を記入し、提出してください。

住所が変わったとき



●転入する場合

北本市ナンバーに変更登録手続きをしてください。使用しない時は、前住所の市区町村役場で廃車手続きをしてください。

▼持参するもの ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑

●転出する場合

転出先の市区町村役場で変

更登録手続きをしてください。転出先で使用しない時は、北本市で廃車手続きをしてください。

バイクを譲る(譲り受ける)とき



名義変更等の手続きをしてください。

●譲る人

廃車証明書(各市区町村で交付されたもの)および譲渡証明書を作成して、譲り受ける人に渡してください。

●譲り受けた人

名義変更または登録の手続きをしてください。

▼持参するもの 印鑑、譲渡証明書・廃車証明書

盗難にあったとき



必ず警察署に被害届を提出し、税務課で廃車手続きをしてください。「原動機付自転車等標識遺失届出書兼申立書」に、盗難にあった日時・場所・状況などを記入し、提出してください(印鑑が必要です)。

盗難にあったバイクが発見され引き続き使用する時は、再登録の手続きをし、新しいナンバーの交付を受けてください。

こんなときは



●バイクが手元にはないときは 課税されているバイクが手元にはない時は、そのままにせ

譲渡証明書(例)			
車名	型式		
車台番号			
排気量	cc	認定番号	
譲受人	住所	電話番号	
フリガナ氏			
譲渡年月日	平成	年	月 日
上記のとおり譲渡したことを証明します。			
平成	年	月	日
譲渡人	住所	氏名	電話番号

軽自動車税車種別の税額		
原付第一種	50cc以下	1,000円
原付第二種(乙)	90cc以下	1,200円
原付第二種(甲)	125cc以下	1,600円
ミニカー	50cc以下	2,500円
軽四輪(貨物用)	自家用	4,000円
	営業用	3,000円
軽四輪(乗用)	自家用	7,200円
	営業用	5,500円
軽三輪		3,100円
軽二輪	250cc以下	2,400円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円

### 手続き・問合せ

- 125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車…税務課市民税担当(直通594-5518)
- 125ccを超える二輪車…関東運輸局埼玉運輸支局(☎050-5540-2026)
- 軽自動車(四輪)…軽自動車検査協会埼玉事務所(☎048-725-2626)

ず税務課市民税担当にご相談ください。

●保険の手続きは 廃車や譲渡等の手続き完了後、保険会社に届けて自賠責保険等の変更手続きをしてください。

●放置バイクを見つけたら 北本市ナンバーのバイクが放置されている時は、ナンバー・車種等を通報してください。市から所有者に連絡します。

